

お問い合わせ先

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 岡田、金森

TEL 052-952-8038

中部運輸局 三重運輸支局

輸送・監査担当 久世、榊原

TEL 059-234-8411

貸切バス事業者に車両使用停止処分等

中部運輸局は、道路運送法違反を確認した下記事業者に対し、車両使用停止処分及び文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：株式会社 荒河観光（代表取締役 荒木 敏春）

住 所：三重県亀山市菅内町1450番地

営 業 所：亀山営業所（三重県亀山市菅内町字南野1450番地）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和元年12月11日

処分内容：「事業用自動車の使用停止」220日車（4両×55日間）
及び「文書警告」

3. 監査端緒

近畿運輸局が実施した街頭監査において、営業区域外運送の疑いがあったため。

4. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

① 運賃・料金の収受が不適切であった。

（道路運送法第9条の2第1項）

② 発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っていた。

（道路運送法第20条）

- ③ 一部の運行について、点呼を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)

- ④ 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

- ⑤ 乗務等の記録に事実と異なる記載をしていた。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況 (中部運輸局管内)

当該行政処分により付された違反点数	22点
当該事業者の累積違反点数	22点